

幸たっぴりあおもりBOXお届け事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響を受ける青森市出身の学生に対し、青森市産農水産品等を応援物資として給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。）、同法第97条に規定する大学院、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校（簡易に習得することができる技術、技芸等を履修する自動車教習所等は除く。）に在学する学生とし、社会人学生を除く。
- （2） 応援物資 青森市産農水産品及び加工品等学生の生活を応援する物資をいう。

（給付の対象者）

第3条 応援物資の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 保護者が青森市内に居住している者
- （2） 日本国内に居住する学生

（給付の要件）

第4条 応援物資の給付は、給付対象者1人につき、1回を限度とする。

（給付の申請）

第5条 応援物資の給付を受けようとする者は、幸たっぴりあおもりBOX給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を付して、会長に給付申請を行うものとする。

- （1） 給付対象者が、日本国内に居住する学生であることを確認することができる書類等の写し
- （2） 給付対象者の保護者が青森市に居住していることを確認できる書類等の写し

（応援物資の給付）

第6条 会長は、前条の規定による申請書等を受理したときは、速やかに必要な事項を審査の上、給付を決定した者に対して応援物資を給付するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2020年（令和2年）9月28日から施行する。